

随意契約（相手方指定）調書

件 名	投票用紙自動読取分類機運用保守委託	No.5200293
工（納）期	令和 7 年 7 月 2 8 日	
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日	
契約金額	1, 8 3 2, 6 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	グローリー株式会社 国内カンパニー営業本部首都圏支店 (法人番号：5140001058614)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	投票用紙自動読取分類機運用保守委託
指名業者 (案)	名 称 グローリー株式会社 国内カンパニー営業本部首都圏支店 所在地 東京都文京区本郷三丁目14番7号 代表者 支店長 後藤 英文
特命理由	本件は、令和7年度に執行する東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙の開票で使用する投票用紙自動読取分類機について保守等の業務を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、区が導入している投票用紙自動読取分類機の開発元であり、プログラム及びデータ作成ツールの著作権を所有し、システムダウン時の復旧対応等を含めた運用等の業務を履行できる唯一の業者である。 ② 上記業者は、他自治体においても様々な選挙で機器の保守点検業務や開票時の運用支援業務を受託した実績があり、経験が豊富で、荒川区における過去の業務履行状況も非常に良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)